

令和3年度 第2回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日時

令和3年6月18日（金） 午後1時から午後2時35分まで

2 場所

Web会議形式により開催

3 出席者

委員：村上委員長、葉山副委員長、
井上委員、中井委員、齋藤委員、大瀧委員、近藤委員、松田委員、
八田委員、酒井委員、菊地委員、岡山委員（12名）

事務局：環境生活部 吉野部長、石崎次長、江利角環境対策監
環境政策課 板倉課長、小泉副課長、坂元班長、眞田主査、
岩城副主査

傍聴人：4名

4 議題

- (1) 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (2) その他

5 結果概要

- (1) 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料1 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料3 市長意見の提出状況
- 資料4 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書に対する意見

別紙 審議等の詳細

○審議

(委員)

資料4の2ページにあった「3 事業計画」の最初の意見について確認したい。前回の委員会で事業者に対し、新施設を稼働させた後、速やかに既存施設を解体するのか質問したところ、「新施設が動いたことを確認してから既存施設を止める」という回答だった。そのときは納得したものの、確かに同時に稼働させるという回答だったと思う。この意見は、同時稼働を禁止するということではなく、そうした予定があるということを明記するよう求めるものと理解してよいか。

(事務局)

施設を併用しないことを明記するよう求めている。

(委員)

おそらく事業者は、新施設の稼働後、1バッチ程度は動かしてみたら止めたという意向だろうが、それはわからないではない。廃棄物処理は間断なく進めなくてはならないので、そういう意味であれば新施設を稼働させるときには、稼働日より少し前に、試運転の時間を設ければいいという考えと理解してよいか。

(事務局)

そのとおりである。2～3年稼働した後で、併用しないということが趣旨であり、使用前に当たるところの確認である。また、今後産廃処理施設の手続もあるので、おそらく今後、事業者から稼働のさせ方の計画が出てくると考えている。

(委員)

2～3年間併用するとは考えていなかったが、併用しないことの確認ということと理解してよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

「4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」の「全般」の意見について確認したい。特管産廃のうち、特定有害を受け入れることとされているが、それが何なのか、また、微量と言いつつも、どのくらい含まれているのか、ということをも明らかにした上で、環境影響評価を求めるというのは、そのとおりと思う。この記載が無い場所というのは、方法書のどのページか。

(事務局)

方法書の記載場所は2～5ページの一番下である。ここで、特管産廃の種類とし

ては、カドミウム以下鉛、有機燐化合物、1，4-ジオキサンまでである。事業者はこれらを廃棄物処分業として受け入れできるが、受け入れ基準が明らかでないため、処理後に出てくるものも含めて明記するよう求めるものである。

(委員)

この中のどの物質を受け入れるかということか。

(事務局)

受入基準は、濃度についても想定している。

(委員)

資料4の3ページの一番上の意見について説明願いたい。調査結果には、既存施設が稼働している状態でのものなので、当然その影響も含まれる。また、予測で用いるバックグラウンドには、おそらく大気環境局のデータが使われると思うが、それにもそもそも、既存施設の影響が含まれる。そのように、既存施設の影響はもともどちらにも含まれるものだと思うが、この意見にはどのような意図があるのか。

(事務局)

御意見のとおり、施設自体は現時点でも動いているため、動いている結果がバックグラウンドに含まれている。事務局の意図としては、新設施設からの予測値が結果的にダブルカウントになるかも知れないが、安全側での予測値となることを踏まえ、予測結果についてしっかり説明するよう求めるものである。

(委員)

既存施設が順調に稼働すれば、すぐに既存施設を止めて新設施設の単独稼働になると思われるが、その運転がはっきりしない以上、新旧施設が重複して稼働する期間が一定程度存在してしまうかもしれない。そうなると、予測結果では、新設施設の影響は、バックグラウンドに対して上乗せされる形になる。大気に関しては、新設施設の影響が、バックグラウンドに対して単純に上乗せされる形になる。実際はバックグラウンドがこのくらいのレベルだと影響はあまりなく、問題はないと思うが、水質や騒音などに関しては、丁寧に書かないと、解釈が難しいところが出てくると思う。この意見では、施設の同時稼働の有無やその期間と合わせて、もう少し丁寧な記載を求めるものと理解してよいか。

(事務局)

騒音や振動などは、同時に運転した際に影響が上乗せされるものと思われる。先ほどの併用ということも踏まえ、稼働期間が重なり合う部分も、上乗せする部分であり、そこをわかりやすく記載させたいと考えている。

(委員)

資料2の4ページに、SO_xは測定しているが、定期的に測定しているのは硫黄酸化物であり、硫酸化合物の測定は実施していないと書かれている。確かにSO_xから硫酸ができるのだが、この事業者の回答をもって、こちらからは何も意見をせ

ずに終わりとするのか。

硫酸工場で硫酸化合物を測定しないことについて、私たちは納得したこととし、終わりとするのか。

(事務局)

御意見の意図を確認したい。「硫酸そのものを測定しないのか」ということか。

(委員)

硫酸化合物である。資料2の22番に書いてあるとおり、大気汚染防止法に基づきSO_xを測定するとあるが、一般人として考えたときに、単純に「硫酸再生工場で硫酸化合物の測定は実施していません」といった回答をもって、終わりとしてよいのか気になる。あれだけ錆びている工場であり、この22番は道理にかなった尤もな質問だと思う。

(事務局)

問題視しているのは、排出ガス中の硫酸化合物か。それとも環境中の硫酸化合物か。

(委員)

基本的には排出物である。

(事務局)

例えば煙突から出る排ガスか。

(委員)

それもあるが、全てである。仮に全体を測定した結果、異常な値が得られたら、原因を特定しなければならず、分けるという意味ではない。硫酸を作っている工場で硫酸化合物を測定することは、非常に重要だと思うがどうか。環境中という点では、私が現地調査で案内者に対し、施設が錆びている理由を聞いたところ、海岸沿いだからとの回答があった。ただ、施設の建設からの年数を考えて、あれだけ錆びていたら、常識的に考えて何かの酸は存在していると思う。だから、排ガスの硫酸化合物ももちろん大事だが、環境中の硫酸化合物も非常に重要だと思う。事業者が「硫酸化合物の測定は実施していません。」と答えたことで終わりなのか。測定するのか、しないのかということも含めて、この方法書では終わりなのか。

(委員)

硫酸自体が硫黄化合物であり、また、塩酸と違い硫酸は揮発しないが、今の質問は大気中に限定されているため、どれほどここに濃硫酸があったとしても、大気中に流れ出るものはないと思うがどうか。

(事務局)

廃硫酸は専用の施設から専用のタンクに受け入れることとなるため、基本的には

流出はないと思われる。

(委員)

様々な観点があると思うが、運搬の時や、廃硫酸からもう一回精製し直す時の問題もある。硫酸化合物の測定については大気中と書かれているが、私が申し上げているのは、単純に測定を実施していないということで、終わりとしていいのか、という意味である。確かに揮発性はないが、塩酸に比べて硫酸は危険である。硫酸は白衣に付着したら、洗濯しても焦げたようになる。それくらい、硫酸は塩酸と比べたら怖いものだ。塩酸酸性の雨は降らないが、硫酸酸性の雨は降る。硫酸化合物の議論についてこれで終わりにしてよいのか。

(事務局)

硫酸化合物については、そもそもアセスで扱うかというところも踏まえ、この場ではペンディングとし、方向を考えたい。

(委員)

過去に、事業者から「今まではこの測定をしなくても、千葉県環境影響評価委員会は通っている」という言い方をされたことがあった。「今までやってないから、今回もやらなくていい」という考えは、よくないことだと思う。しかも今回は硫酸工場である。可能であれば検討いただきたい。

(事務局)

先程酸性雨の話が出たが、排出ガス由来ではなくて、硫酸そのものの揮発や、どこかの工程で放出されること等に由来し、それらの濃度が高いことなどによる影響を懸念しているのか。

(委員)

心配していることは、基本的に全てである。住民の方々から、距離的に離れてはいるものの、大量に硫酸を作っているので、環境影響がないことを証明するよう言われた時に、事業者はどう回答するのか、という意味もある。酸性雨など個々の問題だけではなく、例えば一般の方から疑問が出たときに、硫酸工場で硫酸化合物をどう扱っているか、どういう測定をしているかということについて、どう回答するのかという考えである。

(事務局)

例えば毒劇法でも硫酸は規制物質になっていて、適切に管理等はされている状況と思われるが、検討したい。

(委員)

硫酸について、おそらく懸念があるとしたら、硫酸ミストとして出てくるものが漏れていないかということであり、事業者を確認できるのはその部分だと思う。それについては、私が現地調査の際に質問したところ、高電圧をかけて除去しているという回答があり、さらにその後の追加回答により、もう少し細かく回答されたと

ころである。そこでは具体的な数字も挙げられていたと思う。それで硫酸ミストがしっかりと集塵されていることを、もう一度事業者を確認していただくのがよいと思う。それ以外については不揮発であり、もし漏れが影響するとしたらそのあたりかと思う。そこも事業者を確認したらよいと思う。

(事務局)

今の御意見は、資料2の13番の話である。事務局としても、硫酸が揮発性の物質ではないということで、御意見をいただいたミストという観点で、大気中への放出等についての対応、措置がとられているとは考えている。このことについて、再度事業者を確認し、次回の委員会で提示したい。

(委員)

御質問、御意見が出尽くしたので、事務局は本日の結果を踏まえ、次回の最終審議に向けて整理をお願いします。